

①緊急・災害

救 急

救急車を呼ぶときは 119 番

消防局 指令情報課 ☎868-9911

- ・あわてないで、次のことを正確に伝えてください。
- (1) 病気、事故の区分
- (2) 住所（事故の場合は場所）、氏名、電話番号
- (3) 病人（けが人）の数、年齢、性別と病気やけがの状態

通報例

「救急です。〇〇町〇〇丁目〇番〇号の〇〇（氏名）です。」

- ・建物の名称または最も近くの目標を言う。
- ・誰がどうしたのか、内容を具体的に、見たままの状況を簡単に話す。

救急車は正しい利用を

消防局 救急課 ☎867-1199

救急車は、重傷者や重病人を一刻も早く病院へ運ぶためのものです。

軽いけがなどでタクシー代わりに呼ばないよう、正しい救急車の利用を心がけましょう。

夜間に急病になったときは

那覇市立病院急病センター ☎887-1199

- (1) 夜間に急に具合が悪くなったときは、まず、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医で受診できないときは急病センターへお越しください。
- (2) 健康保険証をご持参ください。

【所在地】 那覇市古島 2-31-1 那覇市立病院
地下1階

【診療科】 内科、小児科、外科、整形外科、
脳神経外科、産婦人科、その他

※トリアージ（治療の優先準備を決めること）の結果、平日の日中にかかりつけ医等への受診をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

【受付時間】 16時～翌日8時（平日時間外）

【診療時間】

●小児科、産婦人科、脳神経外科

平日（月～金）17時～翌日8時

土・日・祝日は24時間診療しています。

●内科、外科、整形外科

平日（月・水・木・金）17時～19時30分

平日（火・救急当番日）17時～翌日8時

※医師数の減少により、診療時間の制限があります
土・日・祝日は24時間診療しています。

※詳しくは新聞の救急当直医欄や
ホームページをご覧ください。



HP

応急手当講習会

消防局 救急課 ☎867-1199

私たちは、いつどこで突然のけがや病気におそわれるか予測できません。救急車が通報を受けてから現場に到着するまでに、適切な応急手当を行うことで、大切な命を救うことに繋がります。

個人、地域や職場のグループなどで、応急手当やAED（自動体外式除細動器）の取扱いを含んだ心肺蘇生法の講習を受けたいときは、お気軽にご相談ください。

※講座には、定期講習（個人対象）と出前講座（5人以上）があります。詳しくは消防局救急課☎867-1199までお問合せください。

講座名	内容	問合せ先
普通救命講習Ⅰ (3時間) 修了証発行	成人を対象とした心肺蘇生法、AEDなど	那覇市消防局 救急課 ☎867-1199
普通救命講習Ⅲ (3時間) 修了証発行	小児、乳児、新生児を対象とした心肺蘇生法、AEDなど	
上級救命講習 (8時間) 修了証発行	応急手当全般、心肺蘇生法、AED、搬送法、止血法など	
応急手当普及員講習(8時間×3日間) 修了証発行	普通救命講習を指導できるインストラクター育成講座	
救命入門コース 2時間程度(その他応急手当講習)	心肺蘇生法、AEDを中心とした入門コース	
		(お近くの消防署または救急課へ) 救急課 ☎867-1199 西 ☎866-0119 ☎868-1230 小 禄 ☎859-0119 安 謝 ☎868-1793 中 央 ☎867-9915 神 原 ☎836-0119 首 里 ☎885-0119 国 場 ☎855-0119

動画で学べる応急手当講習（在宅用）

消防局 救急課 ☎867-1199

いつでも、どこでも、誰でも救命講習を学ぶことができる講習内容となっています。

また、訓練用人形等を使用せず、身近な「モノ」を代用し胸骨圧迫の感覚を体験できる紹介もっております。

●ネット検索「那覇市 救命講習」

タイトル：「救命講習動画（在宅学習用）」



老若男女世代を問わず、楽しめる『救命動画』を作成しました。お時間のある際にご覧ください。

タイトル：「救命動画（しまくとぅば version）」



緊急・災害

火 災

もし火災になったら 119 番

消防局 指令情報課 ☎868-9911

火災が発生したら、次のことを守り、落ち着いてすばやく行動しましょう。

(1) 早く知らせる

火事を見つけたときは家族や近所の方へ大声で知らせるとともに、一刻も早く「119番」へ通報してください。

(2) 早く消す

通報を受けてから消防車が到着するまでに、消火器や水バケツなどで初期消火に努めましょう。ただし、天井に火が移ったら安全な場所に避難してください。

(3) 早く逃げる

人命を第一に考え、高齢者や子ども、病人を安全な場所へ避難させましょう。避難したら、絶対に戻ってはいけません。大変危険です。

通報例

「火事です、〇〇町〇〇丁目〇番〇号で〇〇が燃えています。」
・建物の名称または最も近くの目標を言う。

事業者のみなさまへ防火に関するお願い

消防局 予防課 ☎867-0212
西消防署 ☎866-0119
☎868-1230
中央消防署 ☎867-9915

- 危険物の規制
危険物の製造、貯蔵、取扱所などについて制限があります。詳しくは予防課第2機動査察係まで。
- 防火管理者の選任・解任の届出
消防法では、建物の規模・収容人員などに応じて防火管理者を選任し、届け出なければなりません。
※防火管理者になるには講習を受講し、受講修了証が必要です。
- 消防計画書の作成・変更の届出
あらゆる災害に対応するために、建物の規模に応じた消防計画を作成し、届け出なければなりません。
- 消防訓練を実施するときは、最寄りの消防署、出張所へ届け出てください。

発煙殺虫剤を使用するときは届け出を

西消防署 ☎866-0119
☎868-1230
中央消防署 ☎867-9915

発煙殺虫剤を使用するときは、必ず最寄りの消防署・出張所に届出をしてください（電話でも可）。また、その他火災と紛らわしい行為を行うときも、届出が必要です。

野焼き、廃材などの露天焼却はできません

環境保全課 ☎951-3229
環境政策課 ☎951-3231
西消防署 ☎866-0119
☎868-1230
中央消防署 ☎867-9915

市内での野焼きなどは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「那覇市公害防止条例」により原則禁止されています。

消防関係の電子申請

以下の届出が電子申請できるようになりました。



消火・避難訓練
通知書



防災避難訓練
通知書



火災と紛らわしい又は火災の発するおそれのある行為の届出

住宅用火災警報器を設置してください

消防局 予防課 ☎867-0212 西消防署 ☎866-0119 ☎868-1230
中央消防署 ☎867-9915

平成16年の消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。
寝室、台所、屋内階段に設置してください。

また、設置年数が10年を超えると電池切れや故障率が増加します。

10年を目安に警報器の交換をおすすめします。

住宅用火災警報器は、消防設備業者や家電量販店等で購入してください。

※消防署員を名乗る悪質な業者にご注意ください。



防災に関する講習など

西消防署 ☎866-0119 ☎868-1230 中央消防署 ☎867-9915

講座名	内容	申し込み先
防火講話	事業所・家庭での防災対策などについて	最寄りの消防署
防災講話	自主防災組織や自治会などを対象に災害に対する備えや対応などを学ぶ防災講話を実施	防災危機管理課 ☎861-1102
消防署見学	消防署のしくみを見学	最寄りの消防署

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、感染予防の観点から対応できないこともございます。

災害にあったとき

り災証明が必要なとき

防災危機管理課 ☎861-1102 西消防署 ☎866-0119 ☎868-1230 中央消防署 ☎867-9915

地震や台風、火事などの被害に遭い、保険金の請求や税の減免などのために証明が必要なときは、り災証明などを発行します。

●地震や台風・大雨の場合

《窓口》防災危機管理課 ☎861-1102

「り災証明書」：市の職員によって調査・確認のなされた家屋についての証明

「り災届出証明書」：市の調査・確認のなされていない被害についての証明

【持ってくるもの】災害を証明する写真

●火災の場合

《窓口》西消防署 ☎866-0119、☎868-1230

または 中央消防署 ☎867-9915

※り災した地域によって、証明書を発行する消防署が違います。発行の際はお問合せのうえ、ご確認をお願いします。

【持ってくるもの】

本人が申請するとき：不要

代理人が申請するとき：委任状、代理人の身分証明

災害の備え・交通事故

消防団に入りませんか？

消防局 警防課 ☎867-0911

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて参加し、地域住民を守るために昼夜を問わず消防活動にあたっています。

消防団員は非常勤の公務員として、消火活動など公務中の負傷や疾病について、一定の補償を受けることができます。みなさんも、地域の安全を担う消防団に入りませんか？

災害時要援護者緊急通報支援制度に登録を

消防局 指令情報課 ☎868-9911

聴覚障がいおよび言語障がいのある人など災害時の緊急通報が困難な人を対象に、個人情報（氏名、住所、連絡先、緊急連絡先（ご家族など）および避難支援者など）を那覇市消防局の緊急通信指令システムに登録することで、急病や災害などの緊急時に、円滑・迅速な救援活動を行うための制度です。詳しくは消防局指令情報課までお問い合わせください。

【対象者】

市内に在住する聴覚障がい者および言語障がい者などで、災害時などに緊急通報が困難な人。

次のいずれかによる緊急通報を利用することができます。

- ◆FAX
- ◆Eメール（携帯電話またはインターネット端末機からのメールによる緊急通報をいう。）
- ◆Net119緊急通報システム（スマートフォンなどを用いて円滑に消防への通報が行える緊急通報をいう）

自主防災組織を作りましょう

防災危機管理課 ☎861-1102

自主防災組織とは、災害時に「自分たちの地域は自分たちで守る」ため、地域住民が協力・連携し活動することを目的に結成する組織のことです。

自主防災組織は、日頃から災害に備えた様々な取り組みを実施するとともに、災害時には、避難誘導や救助活動など災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行います。

自主防災組織は、自治会・PTA・商店街・通り会などにより結成されており、結成した場合、市から防災資機材の交付を受けることができます。

不発弾を発見したら

防災危機管理課 ☎861-1102
那覇警察署生活安全課 ☎836-0110
豊見城警察署生活安全課 ☎850-0110
那覇海上保安部交通課 ☎951-0121

不発弾は、爆発の恐れがあり大変危険です。

工事現場などで不発弾と思われるものを見つけたら、動かさず、すみやかに警察機関などへ連絡をしてください。

〔陸上で発見の場合 → 最寄りの警察署へ通報
海上で発見の場合 → 那覇海上保安部へ通報〕

また、不発弾の埋められた場所を知っている場合は、防災危機管理課までご連絡ください。

交通事故にあったときは110番

豊見城警察署 ☎850-0110

- (1) 落ち着いて相手の車両ナンバーはもちろん運転免許証などで必要事項を確認しましょう。
- (2) 必ず警察へ連絡し、届け出ましょう。
- (3) 国民健康保険加入者が国保で治療を受けたときは、必ず国民健康保険課へ連絡しましょう。
(P104参照)

那覇市津波避難ビル

那覇市津波避難ビル ☎917-0139

市では、東日本大震災の津波の恐ろしさをいつまでも記憶に留め、市民の防災意識の高揚を図るとともに、安全・安心で災害に強いまちづくりを推進することを目的に、津波避難ビルを建設しました。

当施設は、津波襲来時には、市民・観光客などの一時避難施設となりますが、平常時は、市が高齢者の介護予防や青少年の交流、居場所づくりに関する事業を実施しています。

【施設概要】

- 1階 スーパー（24時間営業）
- 2階 高齢者のための介護予防講座等を実施
ちゃーがんじゅう課 ☎862-9010
- 3階 青少年育成支援事業を実施
生涯学習課 ☎917-3509

